

担当医師 様

初芝富田林高等学校
初芝富田林中学校
学 校 長

「学校感染症に関する意見書」の記入について（依頼）

生徒の疾病が治癒、または、他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者または生徒本人に、「出席（登校）可」の旨をご指導いただき、下欄の「学校感染症に関する意見書」を発行くださいますようお願いいたします。

初芝富田林中学校高等学校長 様

学校感染症に関する意見書

中・高 年 組 番 氏名

上記の者を下記の学校感染症と診断しました。本疾患が軽快し、感染症予防上登校しても支障ないことを証明します。
下記の疾病により 年 月 日 ～ 年 月 日まで出席停止したことを報告します。

種類	○印	病 名	出席停止期間の基準基準 (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第一種		病名 ()	治癒するまで。
第二種		インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで。 ※1
		新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで ※1
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹	解熱後 3 日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水痘	全ての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
		結核	症状により医師の感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第三種		流行性角結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症 ※2 ()	

※1 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、本意見書の提出は必要ありません。

別紙の保護者記入による出席停止届を学級担任へご提出ください。

※2 「その他の感染症」とは・溶連菌感染症・手足口病・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症など。

年 月 日

医 療 機 関 名
住 所
医 師 名